

令和 3 年度

第 1 回長南町地域公共交通活性化協議会 資料

# (1) 令和2年度地域公共交通網形成計画の評価について

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

長南町地域公共交通網形成計画の評価等結果（2年4月～3年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
高速バスの年間利用者数 14,583人(平成27年) →16,000人(令和3年)	・町ホームページへ情報掲載 ・バスラッピングの実施	バス事業者の有する乗降データを用いて乗降データを用いて計測	1,982人(令和2年度) ・路線撤退やコロナウィルスの影響があり大幅な利用者数の減少があった。	・令和2年度は目標未達成。 ・ラッピングバス運行を引き続き実施し知名度アップを図る。 ・バスの感染防止対策について町ホームページでPRし利用者数の回復を図る。	
路線バス牛久系統と鹿原長南系統の年間利用者数 85,968人(平成27年) →現況維持(令和3年)	・町ホームページへ情報掲載 ・総合交通マップの作成、配布 ・巡回バスとの接続調整	バス事業者の有する乗降データを用いて乗降データを用いて計測	70,685人(令和2年度) ・コロナウィルスの影響があり牛久系統で大幅な利用者数の減少があった。	・令和2年度は目標未達成。 ・バスの感染防止対策について町ホームページでPRし利用者数の回復を図る。	
巡回バスの年間利用者数 2,406人(平成27年) →2,690人(令和3年)	・町ホームページへ情報掲載 ・総合交通マップの作成、配布 ・路線バスとの接続調整 ・運転免許証自主返納者支援	町で集計している利用者数は人口減少及びデマンドタクシーデータを用いて計測	1,582人(令和2年度) ・人口減少及びデマンドタクシーデータを用いて計測 年々減少傾向にある。	・令和2年度は目標未達成。 ・次期計画策定に向けて町民アンケート調査を実施する。その中で利用者のニーズを分析していく。	
乗り合いタクシーの年間利用者数 8,329人(平成27年) →9,200人(令和3年)	・総合交通マップの作成、配布 ・デマンド利用登録者の方に案内データを配布	町で集計している利用者数は人口減少傾向にある。	9,415人(令和2年度)	・令和2年度は目標未達成。このまま推移すれば、令和3年度においても達成の見込み。	
在住者の公共交通に対する満足度 4% (平成27・28年) →2.0% (令和3年)	上記と同様	-	-	アンケート調査未実施につき評価せず。 (令和3年度実施予定)	
高齢者の巡回バスに対する満足度 4.1% (平成27・28年) →6.0% (令和3年)		〃	-	〃	
高齢者の乗合タクシーに対する満足度 6.6% (平成27・28年) →8.0% (令和3年)		〃	-	〃	
観光時の高速バスの利用割合 7% (平成28年) →2.0% (令和3年)		〃	-	〃	
逆院町の公共交通手段の利用割合 (路線バス、巡回バス、タクシー、乗合タクシー) 9% (平成28年) →2.0% (令和3年)		〃	-	〃	

(記載に当たっての留意事項)

- 本様式中、表題の「(〇年〇月～〇年〇月)」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上記載を行ってください。
- 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る議論の結果(議事録等)等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保改善事業に係る事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

## (2) 令和3年度長南町地域公共交通活性化協議会の事業計画(案)について

### 長南町地域公共交通活性化協議会運営事業計画書(案)

協議会の事業計画	<p>令和3年6月22日(火) 第1回協議会 令和3年8～9月 アンケート調査実施 令和3年10～12月 アンケート集計 令和3年12月 第2回協議会 令和3年12月末～令和4年2月 アンケート結果分析・課題整理 令和4年2月下旬 第3回協議会</p>
補助事業等の内容	<p>地域公共交通の今後のあり方として、地域住民や観光客などの移動手段の利便性を高めながら、更なる効率の良い公共交通体系の実現が必要となっていることから行政機関、交通事業者、地域住民が協働して、地域のさらなる発展を支える、町づくりと一体となった持続可能な新たな「地域公共交通計画」を策定する。 計画策定のためには、町民や利用者が公共交通に対しどのような考え方をお持ちなのかを調査することが必要となってくるため、アンケート調査・乗降調査を行う。</p>
備 考	

(3) 令和3年度長南町地域公共交通活性化協議会の予算(案)について

長南町地域公共交通活性化協議会運営事業予算書(案)

収入

科目	金額(円)	備考
長南町地域公共交通活性化協議会運営事業費補助金	1, 003, 000	町からの補助金
地域公共交通調査事業補助金	569, 000	国からの補助金
その他収入		
自己負担額		
計	1, 572, 000	

支出

科目	金額(円)	備考
運営費	会議費	252, 000 委員報償
	事務費	
事業費	1, 320, 000	アンケート調査委託費
計	1, 572, 000	

## 令和3年度長南町 公共交通に関するアンケート調査 アンケート票構成案

### 《アンケートを調査実施概要(案)》

#### ・実施スケジュール

[調査実施]令和3年8~9月

[調査結果集計作業]令和3年10~12月

[調査結果分析・課題整理]令和3年12月末~令和4年2月頃

#### ・対象者 長南町在住の高齢者(65歳以上)のいる世帯 約900世帯を抽出※

※詳細な配布数は今後検討し決定する予定(H28実施時は900世帯とした)

#### ・配布・回収方法 郵送により配布、回答期限を設け、ポスト投函による郵送回収を予定

### 《アンケートを通じ重点的に把握したい項目》

#### 1. 高齢者の今後の公共交通の利用意思

ねらい:平成29年3月策定の「長南町地域公共交通網形成計画」の施策として各公共交通の運行内容の見直し・適正化が実施された。本調査では、見直し後の高齢者の外出の実態、公共交通の利用現況を把握し、今後の利用者増減の予測、公共交通の方向性について検討を行うことを目的とする。特に利用が低下している巡回バスの存続および運行内容適正化の検討を行い、今後の本町の公共交通の方向性を決定する材料とする。

キーワード:日常的な外出状況(目的・手段・時間帯)、巡回バスの利用、

地域公共交通網形成計画策定後の利用状況の変化

#### 2. 通院を主とした日常の移動に関する利用実態と要望の把握

ねらい:高齢者にとって、主たる利用目的である「通院」、また「買い物」、「町外への外出」等の日常的な移動に関する実態と要望等の把握を行う。また、免許返納後の高齢者の移動に関する不満、要望等の把握も行うことを目的とする。

キーワード:通院、買い物、免許返納意思、免許返納後の外出

#### 3. 乗合タクシーの利用実態把握

ねらい:巡回バスの利用者数が減少傾向にある一方、乗合タクシーの利用者数・登録者数は近年増加傾向にあり、運行時間帯を延長する等の運行適正化を図っている。こうした状況を勘案し、利用実態を把握するとともに、利用者の要望を把握し、より利用者のニーズを満たす運行内容へ見直しを図る検討材料とすることを目的とする。

キーワード:乗合タクシー、利用者の声

#### 4. コロナ禍およびアフターコロナでの外出に望むもの

ねらい:令和2年度以降、新型コロナウィルス感染拡大の影響のため、公共交通、特にバスの利用者の減少が全国的に顕著な状況にある。高齢者がコロナ禍において公共交通に望むものを把握し、感染終息後(アフターコロナ)にも安心して公共交通を利用できるような運行を目指す検討材料とすることを目的とする。

## アンケート構成案

### ①回答者の属性

- 1.住まい 2.性別 3.年齢 4.家族構成

### ②日常的な外出について

〈運転免許証・移動手段の所有状況〉

- 1.運転免許証の有無
- 2.自動車の所有状況※有無の他、自分専用・家族との共用等
- 3.自動二輪車、自転車等自動車以外の移動手段の所有状況※有無の他、自分専用・家族との共用等

〈外出について〉

最も多い外出について具体例:〇〇を利用して〇〇へ外出、帰宅時は〇〇を利用 週〇回

〈日常的な公共交通の利用について〉

- 1.路線バス
- 2.巡回バス
- 3.乗合タクシー

1~3について:①行先、②頻度、③見直し実施の認識、④見直し内容の満足度、⑤改善して欲しい点、⑥現況の満足度について確認する

### ③普段の通院・買い物について

〈通院について〉

- 1.よく行く通院先の病院
- 2.通院するときの移動手段※行き・帰り(最も多い手段)
- 3.通院するときの外出時間帯(最も多い時間帯)
- 4.通院の頻度

〈買い物について〉

- 1.よく買い物に行く施設
- 2.買い物へ出かけるときの移動手段※行き・帰り(最も多い手段)
- 3.買い物へ出かけるときの外出時間(最も多い時間帯)
- 4.買い物の頻度

### ④運転免許証返納について(運転免許証所有者および返納済の元所有者のみ対象)

- 1.運転免許の返納意思(既に返納済・いずれ返納予定・返納する予定はない)

2.返納した理由・返納したい理由

3.返納しない理由

4.今後公共交通の利便性向上と免許返納について

⇒今後の公共交通見直し内容によって、意思は変わるか、その際どのような見直しを望むか

⑤コロナウイルス感染拡大の影響と公共交通に望む感染対策について

1.コロナウイルス感染拡大後、公共交通利用状況に変化はあったか

※「あり」の場合、具体的な交通機関と頻度の変化

2.コロナ禍において利用しない理由、利用する理由

3.感染終息後の利用意向

※終息後も利用したくない場合、その理由

4.重視する具体的な感染対策

5.その他今後、感染対策として導入して欲しい具合案等

以上の骨子を基に、今後事務局内で検討の上、アンケート票完成に向け準備を進めることとする。

## (4) 令和4年度生活交通確保維持改善計画について

### 生活交通確保維持改善計画の名称

長南町地域内フィーダー系統確保維持計画

(計画期間 令和3年10月1日～令和4年9月30日)

### 1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として平成16年度から巡回バスの運行を行っています。役場周辺を起点として町内全域を4路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルートを設定し運行を行っています。

公共交通事情が悪化することにより、人口の流失がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、平成23年度から「長南町地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、平成24年1月からデマンド乗り合いタクシーの実証実験を行い、平成24年10月にデマンド乗合タクシーを導入しました。

また、平成29年度から統合小学校の開校に伴うスクールバス導入により、児童が利用者の大半を占める巡回バスも見直しを迫られました。そこで全ての交通モードを含んだ長期的で持続可能なネットワークを目指すため「地域公共交通網形成計画」を平成28年度に策定しました。

デマンド乗り合いタクシーは、公共交通空白地解消のためだけでなく、高齢者、障害者などの移動を支援する補完軸であり、通院、買い物、バス停留所（路線バス）への乗り継ぎの移動に対応し、他の交通モードの利便性も高めます。

公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗り合いタクシーを存続させていくことが必要あります。

### 2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

デマンド乗合タクシーの年間利用回数（R4～R6）

年間4, 131回×2事業者 合計8, 262回以上とする。

デマンド乗合タクシーの年間利用者数（R4～R6）

年間4, 600人×2事業者 合計9, 200人以上とする。

（※長南町地域公共交通網形成計画 P103 参照）

#### (2) 事業の効果

デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康増進にも大きな効果が期待できる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 【実施主体】

長南町、交通事業者

(※長南町地域公共交通網形成計画 P100 参照)

#### 【事業】

公共交通の利用促進

デマンド利用登録者の方に、デマンド乗合タクシーの案内プレートを配付

長南町総合交通マップを全戸配布

(※長南町地域公共交通網形成計画 (6) 公共交通の利用促進 P87、P100 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

#### ① 運行地域

・長南町全域でドア・ツー・ドア方式

#### ② 対象者

・長南町在住の満65歳以上の方

・長南町在住で障害者手帳（1級から3級）の交付を受けている方でかつ、自力で車の乗降ができる方

#### ③ 運行曜日

・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

#### ④ 運行時間帯

・8時30分から17時

#### ⑤ 車両台数

・2台

#### ⑥ 運行ダイヤ

・指定しない

#### ⑦ 運賃形態

・1人片道500円

・ペア割 1人片道300円

#### ○ 運行予定事業者決定の経緯

①当該事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている。

②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。

③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く安全・安心な輸送が期待できる。

④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長南町が負担している。

○ 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
有限公司 長南タクシー ゆたか自動車株式会社
7 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
9 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
11 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内 フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり
13 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないため、該当なし
14 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※車両を取得しないため、該当なし

## (2) 事業の効果

※車両を取得しないため、該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないため、該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないため、該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

### (1) 事業の目標

※該当なし

### (2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月22日、令和3年度第1回長南町地域公共交通活性化協議会の開催。

生活交通確保維持改善計画について

## 21. 利用者等の意見の反映状況

協議会には、関係交通業者や道路管理者、または、所轄警察署長、もしくは、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町社会福祉協議会・町校長会長・公募・町外からの転入者による委員の参加をいただいており、協議会での議論を反映して計画を作成した。

## 22. 協議会メンバーの構成員

町長が指名する者	元長南町社会福祉協議会 事務局長
千葉県総合企画部 交通計画課長又は その指名する者	千葉県総合企画部 交通計画課
公共交通事業者	(一社) 千葉県バス協会 (一社) 千葉県タクシー協会 小湊鉄道 (株) 長南営業所長 小湊鉄道労働組合 書記長
道路管理者	長生土木事務所 次長
茂原警察署長又は その指名する者	茂原警察署 交通課長
地域公共交通の 利用者	町議会議員、町区長会長、町商工会長、町社会福祉協議会、町校長会長、 利用者代表
国土交通省関東運 輸局千葉運輸支局 長又はその指名す るもの	関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
その他町長が必要 と認める者	茂原市都市建設部 都市計画課長 長南町福祉課長、長南町学校教育課長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県長生郡長南町長南2110番地  
(所 属) 長南町役場企画政策課  
(氏 名) 企画調整係 主事補：星  
(電 話) 0475-46-2113  
(e-mail) kikaku@town.chonan.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名 (申請番号)	運行系統			利便増進特例措置			地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
		起点	経由地	終点	系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	運行態様の別	該当する要件	基準水準で該当する要件(別表7のみ)
長南町	有限会社 長南タクシー (1) 長南町デマンド	町内全域		往復 km	243日	4131回		区域運行	②(1)	長南営業所バス停で地域間幹線系統牛久線、茂原長南線との接続
	ゆたか自動車株式会社 (2) 長南町デマンド	町内全域		往復 km	243日	4131回		区域運行	②(1)	長南営業所バス停で地域間幹線系統牛久線、茂原長南線との接続
	(3)			往復 km	日	回				
	(4)			往復 km	日	回				
	(5)			往復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 地域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統又は地域間幹線系統等と接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	長南町
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	8,206
交通不便地域等	8,206

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,206	長南町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
長南町地域公共交通網形成計画	平成29年3月	平成29年度

#### (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(1)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)